

安協発第25号
令和8年3月3日

呼吸用保護具の型式検定申請者 各位

公益社団法人 産業安全技術協会

防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の
同一の型式の取り扱いについて（改訂版）

公益社団法人産業安全技術協会は、防じんマスクの規格、防毒マスクの規格及び電動ファン付き呼吸用保護具の規格に基づいて呼吸用保護具の型式検定を実施します。しかし、同一メーカーの型式に、ほぼ同一のデザインと性能を有するが、部分的に形状や材質の微少な相違を含む製品、互換性のある複数のデザイン又は材質の部品が設計されるなど、製品の基本的な性能に影響しない程度の多様性を含む一群の製品があります。防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の各部の材質や形状等について、性能に相違をもたらさない範囲で同一の型式として取り扱う方針を定め、運用してきました。一方、近年は材料の供給停止などによって、型式検定品の製造が困難になり、形状は同じで材質の異なる材料、材質が同じで軽微な形状変更した材料などに変更しなければ供給ができなくなってしまう事態も考慮する必要があります。これらのことから同一型式の取り扱いの方針について、下記のように改訂しましたのでお知らせいたします。

防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の
同一の型式の取り扱いについて（改訂版）

令和8年3月3日
公益社団法人産業安全技術協会

目次

| | |
|---------------------|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 面体 | |
| (1) 構造 | 1 |
| (2) 材質..... | 2 |
| 3. フード | |
| (1) 構造..... | 2 |
| (2) 材質..... | 3 |
| 4. フェイスシールド | |
| (1) 構造..... | 4 |
| (2) 材質..... | 5 |
| 5. しめひも及びしめひもの取り付け部 | |
| (1) 構造..... | 5 |
| (2) 材質..... | 6 |
| 6. 排気弁 | |
| (1) 構造..... | 6 |
| (2) 材質..... | 7 |
| 7. ろ過材及び吸収缶 | |
| (1) 構造..... | 7 |
| (2) 材質..... | 8 |
| 8. 連結管及び連結管の取り付け部 | |
| (1) 構造..... | 8 |
| (2) 材質..... | 9 |
| 9. 電動ファン | |
| (1) 構造..... | 9 |
| (2) 材質..... | 10 |
| 10. 吸気補助具 | |
| (1) 構造..... | 11 |
| (2) 材質..... | 11 |
| 11. その他の部品 | |
| (1) 構造..... | 11 |
| (2) 材質..... | 12 |
| 12. 色について..... | 12 |

1. はじめに

型式検定はサンプル毎に行われるものですが、サンプルの構造や材質等と異なる部分を含む製品であっても、同一の型式の中に含めることができます場合があります。通常、下記の事項は同一の型式として取り扱われることが多いものです。これを基準にして同一の型式の適用について検討します。

産業安全技術協会が申請を受けた際は、全ての構造及び材質について、サンプル及び申請書添付書類を確認し、一型式として取り扱うべきものであると判定した場合にのみ、同一型式として扱われます。

多様性について、サンプルと比較し同等以上の性能を有し基本性能に影響しないものとします。

(1) 同一型式の基本的な考え方

- ① 完成品の基本性能（検定項目に対する性能等、社内基準値）が同等であること。
- ② 基本性能に関わる各構成品の構造及び材質は、一型式一種類とする。
- ③ 原則として、形状が明らかに違うこと。
- ④ 同一型式には必ずユーザーにとってメリットのある理由があること（安全性、品質、供給など）。

(2) 新規検定の際の対応

- ① 申請書添付書類の「図面」に、全ての構造毎に各寸法及び全ての材質を記載してください。
- ② 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」に、全ての構造、材質毎に必要な試験結果を記載してください。
- ③ 申請書添付書類の「申請全般に係る事項の説明書」に、試験結果について、その理由を記載してください（更新検定で同一型式を追加する場合、適用するか否か判断するために必要です）。
- ④ 産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で試験結果が最も悪かった構造、材質のものを対象として試験を行いますので、その構造、材質を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。
他の構造、材質についても各最低1個はサンプルを提出してください。

(3) 更新検定の際の対応

- ① 更新検定の際に、構造、材質に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、必要に応じ、検定機関が実施した必要な試験の結果とともに、実際に成形したサンプルを添付してください。産業安全技術協会がサンプル及び申請書添付書類の内容を確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。
- ② 「検定機関が実施した必要な試験」については、その都度ご相談ください。すでに他の型式で合格している構造及び材質などについては、試験を必要としない場合があります。

2. 面体

(1) 構造

(A) 同一型式として認められる場合

- ① 面体への吸気弁、排気弁、ろ過材、吸収缶及び連結管の取り付けの位置が左右対称でいずれか一方を使用する場合は、型式検定申請書添付書類にその旨を記載することで左右に係らず一型式として取り扱います。
- ② 顔面に密着する部分（以下、接顔部という）の大きさに違いがあるもの（例えば、大、中、小）について、一型式として取り扱います。ただし、使い捨て式防じんマスクは除きます。接顔部の大きさの違いとは、形状が概ね相似形のものとしします。

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの形状のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての形状について、各寸法、二酸化炭素濃度上昇値の

結果及び二酸化炭素濃度上昇値が最も高くなった形状についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で二酸化炭素濃度上昇値が最も高い形状のものを対象として試験を行いますので、その形状を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の形状についても各最低1個はサンプルを提出してください

更新検定の際に、面体の接顔部の大きさに違いがあるものを同一型式として追加する場合は、追加するものの寸法及び二酸化炭素濃度上昇値の結果並びに全ての形状のサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）

- ① 面体への吸気弁、排気弁、ろ過材、吸収缶及び連結管の取り付け位置は、一型式一種類とします。
- ② 面体とろ過材、吸収缶及び連結管の接続構造は、一型式一種類とします。

(2) 材質

(A) 同一型式として認められる場合

面体の接顔部が別部品となっているものについては、接顔部以外の部品については複数の材質での申請を認めます。この場合、申請時にそれぞれの材質で実際に成形した部品を添付してください。産業安全技術協会がサンプルを確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

産業安全技術協会では、原則として申請者の希望する材質のものを対象（ただし、しめひもの取り付け部が一体化している場合には、引張強度の社内試験結果が一番悪いもの）として試験を行いますので、その材質を提出するサンプルとし、機械等検定規則第6条別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質のものについても各最低1個は産業安全技術協会にサンプルを提出してください。

更新申請の際に、接顔部が別部品となっているものの接顔部以外の部品について材質を同一型式として追加する場合は、追加するものの材質及び必要な試験の結果並びに全ての材質のサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）

- ① 面体の材質は一型式一種類とします。
- ② 同形状であっても、植毛した面体は別型式として取り扱います。

3. フード

(1) 構造

(A) 同一型式として認められる場合

- ① フードへの吸気弁、排気弁、ろ過材、吸収缶及び連結管の取り付け位置が、左右対称でいずれか一方を使用する場合は、型式検定申請書添付書類にその旨を記載することで左右に係らず一型式として取り扱います。
- ② フードの大きさに違いがあるもの（例えば、大、中、小）について一型式として取り扱います。フードの大きさの違いとは、形状が概ね相似形のものとはします。
- ③ アイピースの構造で遮光用、衝撃防止用等のシールド等によって二重構造になる場合は、送気流に影響を与えないものに限り一型式として取り扱います。

- ④ アイピースの大きさに違いがあるもの（例えば、大、中、小）については一型式として取り扱います。アイピースの大きさの違いとは、形状が概ね相似形のものとしします。
- ⑤ 伸縮性のあるものをのぞいたフードの首ひも形状、長さ調節、取り付け位置又は取り付け構造の違いがあるものは一型式として取り扱います。
- ⑥ 内蔵するヘルメットの形状及び大きさに違いがある複数のものについては一型式として取り扱います。

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの形状のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての構造について、各寸法、漏れ率の結果及び漏れ率が高くなった構造についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で漏れ率が最も高い構造のものを対象として試験を行いますので、その構造を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の構造についても各最低1個はサンプルを提出してください。

更新検定の際に、フードおよびアイピースの大きさに違いがあるもの、伸縮性のあるものをのぞいたフードの首ひも形状、長さ調節、取付位置又は取付構造に違いがあるもの及び内蔵するヘルメットの形状及び大きさに違いがあるものを同一型式として追加する場合は、追加するものの寸法及び漏れ率の結果並びに全ての構造のサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）

- ① フードへの吸気弁、排気弁、ろ過材、吸収缶及び連結管の取り付け位置は、一型式一種類とします。
- ② フードとろ過材、吸収缶及び連結管の接続構造は、一型式一種類とします。
- ③ フード内の送気に関係する部品の構造は、一型式一種類とします。
- ④ フード内にヘルメットを内蔵するものとヘルメットを内蔵しないものは、別型式とします。
- ⑤ ヘルメット取り付け保持部を有するものとヘルメット取り付け保持部を有しないものは、別型式とします。
- ⑥ ヘルメットを取り付けるための保持部の構造は、一型式一種類とします。
- ⑦ ヘルメットを内蔵するものとヘルメット取り付け保持部を有するものは、取り付けられるヘルメットの製造者名及び型式の名称等ヘルメットが特定できるものに限りします。
- ⑧ 伸縮性のあるフードの首ひもの形状は、一型式一種類とします。
- ⑨ アイピースの構造は、一型式一種類とします。

(2) 材質

- ① 主要部を構成する次の各部分の材質は、複数の材質での申請を認めます。この場合、申請時にそれぞれの材質で実際に成形した部品を添付してください。産業安全技術協会がサンプルを確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。
 - ・主要部を構成する生地
 - ・アイピース
 - ・連結管との接続部
- ② 接合方法はフードの材質ごとに図面に記載した範囲とします。

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの材質のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての材質について、各材質、漏れ率の結果及び漏れ率が高くなった材質についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で漏れ率が最も高い材質のものを対象として試験を行いますので、その材質を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質についても各最低1個はサンプルを提出してください。

更新検定の際に、生地、アイピースの材質、連結管との接続部の材質に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、追加するものの材質及び漏れ率の結果並びに全ての材質のサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

4. フェイスシールド

(1) 構造

(A) 同一型式として認められる場合

- ① フェイスシールドへの吸気弁、排気弁、ろ過材、吸収缶及び連結管の取り付け位置が、左右対称でいずれか一方を使用する場合は、型式検定申請書添付書類にその旨を記載することで左右に係らず一型式として取り扱います。
- ② フェイスシールドの頬当ての大きさに違いがあり（例えば、大、中、小）、送気流に影響を与えない形状であるものについては、一型式として取り扱います。フェイスシールドの頬当ての大きさの違いとは、形状が概ね相似形のものとしします。
- ③ アイピースの構造で遮光用、衝撃防止用等のシールド等によって二重構造になる場合は、送気流に影響を与えないものに限り一型式として取り扱います。
- ④ アイピースの大きさに違いがあるもの（例えば、大、中、小）については一型式として取り扱います。アイピースの大きさの違いとは、形状が概ね相似形のものとしします。
- ⑤ 伸縮性のあるものをのぞいたフェイスシールドの首ひも形状、長さ調節、取付位置又は取付構造の違いがあるものは、一型式として取り扱います。
- ⑥ フェイスシールドに取り付けるヘルメットの大きさが概ね相似形で違いがあるものは一型式として取り扱います。
- ⑦ フェイスシールドに取り付けるヘルメットの型式に違いがあるもので、同一の固定具でフェイスシールドとヘルメットの位置関係が同じものは一型式として取り扱います。

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの構造のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての構造について、各寸法、漏れ率の結果及び漏れ率が高くなった構造についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で漏れ率が最も高い構造のものを対象として試験を行いますので、その構造を提出するサンプルとし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の構造についても各最低1個はサンプルを提出してください。

更新検定の際に、フェイスシールドの頬当て及びアイピースの大きさに違いがあるもの、伸縮性のあるものをのぞいたフェイスシールドの首ひも形状、長さ調節、取付位置又は取付構造に違いがあるもの、フェイスシールドに取り付けるヘルメットの大きさが概ね相似形で違いがあるもの及びフェイスシールドに取り付けるヘルメットの型式に違いがあるもので、同一の固定具でフェイスシールドとヘルメットの位置関係が同じものを同一型式として追加する場合は、追加するものの寸法及び漏れ率の結果並びに全ての構造のサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）

- ① フェイスシールドとろ過材、吸収缶及び連結管の接続構造は、一型式一種類とします。
- ② フェイスシールド内の送気に関係する部品の構造は、一型式一種類とします。

- ③ ヘルメット取り付け保持部を有するものとヘルメット取り付け保持部を有しないものは別型式とします。
- ④ ヘルメットを取り付けるための保持部の構造は一型式一種類とします。
- ⑤ ヘルメット取り付け保持部を有するものは、取り付けられるヘルメットの製造者名及び型式の名称等ヘルメットが特定できるものに限りします。
- ⑥ 伸縮性のあるフェイスシールドの首ひもの形状は、一型式一種類とします。
- ⑦ アイピースの構造は、一型式一種類とします。

(2) 材質

主要部を構成する次の各部分の材質は、複数の材質での申請を認めます。この場合、申請時にそれぞれの材質で実際に成形した部品を添付してください。産業安全技術協会がサンプルを確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

- ・フェイスシールドの頬当て
- ・アイピース
- ・連結管との接続部

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの材質のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての材質について、各材質、漏れ率の結果及び漏れ率が高くなった材質についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で漏れ率が最も高い材質のものを対象として試験を行いますので、その材質を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質についても各最低1個はサンプルを提出してください。

更新検定の際に、頬当ての材質、アイピースの材質、連結管との接続部の材質に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、追加するものの材質及び漏れ率の結果並びに全ての材質のサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

5. しめひも及びしめひもの取り付け部

(1) 構造

(A) 同一型式として認められる場合

- ① しめひもの構造については、頭当（あたまあて）部分、とめ具等が交換できるもので申請書添付書類にそれぞれについての引張強度試験等の結果等を記載（申請書には、どの箇所を固定したかを具体的に記載ください）してあれば、申請を認めます。この場合、産業安全技術協会がその内容を確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。
- ② しめひもの長さは、顔面への密着性を保持する目的の範囲で長さ違いのものを同一型式として取り扱います。長さの範囲は、図面に記載した範囲とします。

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの構造のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての構造について、各寸法、引張強度の結果及び引張強度が弱くなった構造についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で引張強度が最も弱い構造のものを対象として試験を行いますので、その構造を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の構造についても各最低1個はサンプルを提出してください。

更新検定の際に、しめひもの形状及び長さに違いがあるものを同一型式として追加する場合は、追加するものの寸法及び引張強度の結果並びに全ての構造のサンプルについて産業安全技

術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）

面体としめひもの取り付け部の構造については、一型式一種類のみとします。

(2) 材質

(A) 同一型式として認められる場合

- ① しめひもの布、ゴム、ネット等伸縮する材質については、更新申請の際、性能に影響のない追加を認めます。ただし、追加しなければならない理由（安全性アップ、品質アップ、供給できないなど）があること。
- ② しめひもの取り付け部の材質は、申請書添付書類にそれぞれについての引張強度の結果を記載（申請書には、どの箇所を固定したかを具体的に記載ください）してあれば、申請を認めます。この場合、産業安全技術協会がその内容を確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。
- ③ しめひものに付随する小部品（止め金、エンドチップ、長さ調整具等）について、構造規格規定のしめひもの強度に関係しないものは、申請書添付書類に材質を記載しなくても随時変更できるものとします。

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの材質のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての材質について、各材質、引張強度の結果及び引張強度が弱くなった材質についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で引張強度が最も弱い材質のものを対象として試験を行いますので、その材質を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質についても各最低1個はサンプルを提出してください。

更新検定の際に、しめひもの布、ゴム、ネット等伸縮する材質を同一型式として追加する場合は、追加するものの材質及び引張強度の結果並びに全ての材質のサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）

しめひもの布、ゴム、ネット等伸縮する材質については、一型式一種類とします。

6. 排気弁

(1) 構造

(A) 同一型式として認められる場合

排気弁（弁、弁座及び弁座覆で構成される）の弁座及び弁座覆の構造については更新申請の際、性能に影響のない追加を認めます

更新検定の際に、弁座及び弁座覆に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、追加するものの寸法及び必要な試験の結果並びに全ての構造のサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）

排気弁の構造は、一型式一種類のみとします。

(2) 材質

(A) 同一型式として認められる場合

弁座及び弁座覆の材質は、申請書添付書類にそれぞれについて排気弁の作動気密の試験結果を記載してあれば、申請を認めます。この場合、産業安全技術協会がその内容を確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの材質のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての材質について、材質、排気弁の作動気密の試験結果及び排気弁の作動気密の試験結果が最も悪かった材質についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、原則として申請者の希望する材質のものを対象として試験を行いますので、その材質を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質についても各最低1個はサンプルを提出してください。

更新検定の際に、弁座及び弁座覆の材質に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、追加するものの材質及び排気弁の作動気密の結果並びに全ての材質のサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）

弁の材質は、一型式一種類のみとします。

7. ろ過材及び吸収缶

(1) 構造

(A) 同一型式として認められる場合

- ① ろ過材及び吸収缶のカートリッジ形式のカートリッジの形状については更新申請の際、性能に影響のない追加を認めます。この場合、バリエーションとして複数の形状のものを同時に製造することはできないものとします（2種類併存はできない）。
- ② 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶の包装の形状は、図面で指定してください。

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの包装のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての包装について除毒能力試験の結果及び除毒能力試験が短くなった形状についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で除毒能力試験が最も短い包装のものを対象として試験を行いますので、その包装を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の包装についても各最低1個はサンプルを提出してください。

更新検定の際に、ろ過材及び吸収缶のカートリッジ形式のカートリッジの形状及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶の包装の形状を同一型式として追加する場合は、追加するものの寸法及び必要な試験の結果並びに全てのサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）

- ① ろ過材及び吸収缶（カートリッジ形式のものはカートリッジを含む）の形状は一型式一種類とします。
- ② 他の機能等が付属する複合形のもなど構造が異なるものは、別型式とします。

(2) 材質

(A) 同一型式として認められる場合

- ① ろ過材及び吸収缶の材質は、更新申請の際、性能に影響のない追加を認めます。この場合、バリエーションとして複数の材料のものを同時に製造することはできないものとします（2種類併存はできない）。
- ② カートリッジ形式のもののカートリッジ部分の材質については、変更しても性能に影響しない場合であれば随時追加できるものとします。ただし、更新検定の際には追加した時期、追加の理由等を申請書添付書類に記載してください。この場合、バリエーションとして複数の材質のものを同時に製造することはできないものとします（2種類併存はできない）。
- ③ 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶の包装材料の材質は新規検定の際、申請書添付書類に全ての包装での除毒能力試験の結果を記載してあれば、産業安全技術協会がその内容を確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの材質のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての材質について除毒能力試験の結果及び除毒能力試験が短くなった材質についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で除毒能力試験が最も短い材質のものを対象として試験を行いますので、その材質の包装を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質についても各最低1個はサンプルを提出してください。

更新検定の際に、ろ過材及び吸収缶の材質及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶の包装の材質を同一型式として追加する場合は、追加するものの材質及び必要な試験の結果並びに全てのサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）

- ① ろ過材及び吸収缶の材質は一型式一種類のみとします。

8. 連結管及び連結管の取り付け部

(1) 構造

(A) 同一型式として認められる場合

連結管の構造（形状、太さ、長さ）については、申請書添付書類にそれぞれについての内圧又は最低必要風量等の結果等を記載してあれば、申請を認めます。この場合、産業安全技術協会がその内容を確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

連結管の長さ及び太さは、図面に指定した範囲内を同一型式として取り扱います。

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの構造のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての構造について、各寸法、内圧又は最低必要風量の結果及び内圧又は最低必要風量の結果が悪くなった構造についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で内圧又は最低必要風量の結果が最も悪くなった構造のものを対象として試験を行いますので、その構造を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の構造についても各最低1個はサンプルを提出してください。

更新検定の際に、連結管に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、追加するものの寸法及び内圧又は最低必要風量試験の結果並びに全てのサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）

- ① 面体、フード、フェイスシールド及びファンユニットと連結管の接続構造は、一型式一種類とします。
- ② 1本連結管タイプ、2本連結管タイプ、Y字連結管タイプ等の連結管構造は、一型式一種類とします。

(2) 材質

連結管の材質（面体、フード、フェイスシールド及びファンユニットと連結管の接続部も含む）については、申請書添付書類にそれぞれ材質の引張強度の結果等を記載（申請書には、どの箇所を固定したかを具体的に記載ください）してあれば、申請を認めます。この場合、産業安全技術協会がその内容を確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。また、更新申請の際、性能に影響のない追加を認めます。

連結管の表面加工等（アルミコーティングされた管等）は、性能及び強度に影響を与えない範囲で同一型式とします。

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの材質のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての材質について、各材質、引張強度の結果及び引張強度の結果が弱くなった材質についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で引張強度の結果が最も弱くなった材質のものを対象として試験を行いますので、その材質を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の構造についても各最低1個はサンプルを提出してください。

更新検定の際に、連結管に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、追加するものの材質、引張強度試験の結果並びに全てのサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

9. 電動ファン

(1) 構造

(A) 同一型式として認められる場合

- ① 電動ファンの送風部（送風用の羽根車、ケース等）の形状・構造は、更新申請の際、性能に影響のない追加を認めます。この場合、バリエーションとして複数の形状のものを同時に製造することはできないものとします（2種類併存はできない）。
- ② 電動ファンの固定方式（腰ベルト、肩ベルトを含む。）は、任意扱いとなります。
サンプルは標準タイプのベルトを付けて提出してください。
- ③ ろ過材の接続口が多数あり、接続する個数を選択できるもの及び、同一のファンユニットに異なるろ過材アダプターを付けて、装着できる同種のろ過材の個数を可変できるものについて、新規検定の際、は一型式として取り扱います。

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの構造のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての構造について各寸法、漏れ率の結果及び漏れ率の結果が悪くなった構造についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で漏れ率の結果が最も悪くなった構造のものを対象として試験を行いますので、その構造を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の構造についても各最低1個はサンプルを提出してください。

- ④ 電気部品については、仕様等が同等のもので性能に影響を与えない範囲で同一型式とします。
- ⑤ 電源と送風機が離れている場合、電源ケーブルの長さは指定した範囲内で同一型式として取り扱います。ただし、更新申請の際、性能に影響のない追加を認めます。サンプルは試験に支障のない長さとしします。
- ⑥ 電源ケーブルのコネクターの形状は、性能及び強度に影響をあたえない範囲で同一型式とします。
- ⑦ 電源の定格電圧が同じで種類、容量が異なるもの及び、定格電圧が複数で種類、容量が異なるものについては同一型式とします。また、更新申請の際、性能に影響のない追加を認めます。

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの電源のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての電源について、各寸法、内圧又は最低必要風量の結果及び内圧又は最低必要風量の結果が最も悪くなった電源についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で内圧又は最低必要風量の結果が最も悪くなった電源のものを対象として試験を行いますので、その電源を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の電源についても各最低1個はサンプルを提出してください。

更新検定の際に、電動ファンの送風部（送風用の羽根車、ケース等）の形状・構造、電気部品、電源等に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、追加するものの寸法及び必要な試験の結果並びに全てのサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）

- ① 電動ファンと連結管の接続構造は、一型式一種類とします。
- ② 電動ファンの送風部（送風用の羽根車、ケース等）の形状・構造は、一型式一種類とします。
- ③ 送風方式（定常流方式、プレスレスポンズ方式等）の違いは別型式とします。
- ④ 電動ファンとろ過材、吸収缶、連結管の取り付け構造は、一型式一種類とします。
- ⑤ 送風の制御方式等は、一型式一種類とします。

(2) 材質

(A) 同一型式として認められる場合

- ① 送風部分を除く本体等について、性能及び強度に影響しない範囲で同一型式とします。また、更新申請の際、性能に影響のない追加を認めます。
- ② 電源ケーブルの材質は性能及び強度に影響しない範囲で同一型式とします。

申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの材質のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての材質について、各材質、引張強度の結果及び引張強度の結果が弱くなった材質についてその理由を記載してください。

産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で引張強度の結果が最も弱くなった材質のものを対象として試験を行いますので、その材質を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質についても各最低1個はサンプルを提出してください。

更新検定の際に、材質に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、追加するものの材質、引張強度試験の結果並びに全てのサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

- (B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）
送風部分の材質は、一型式一種類とします。

10. 吸気補助具

(1) 構造

(A) 同一型式として認められる場合

吸気補助具の構造は、更新申請の際、性能に影響のない追加を認めます。この場合、バリエーションとして複数の形状のものを同時に製造することはできないものとします（2種類併存はできない）。

更新検定の際に構造に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、追加するものの材質、必要な試験の結果並びに全てのサンプルについて産業安全技術協会が確認し、必要によっては、検定機関が実施した試験の結果から、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

- (B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）
吸気補助具の構造は、一型式一種類とします。

(2) 材質

(A) 同一型式として認められる場合

電気部品及び電気配線材料については、電気的な機能が同等と見なされる場合は随時変更できるものとします。

- (B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）
吸気補助具の材質は、一型式一種類とします。

11. その他の部品（上記2～10以外の部品）

(1) 構造

(A) 同一型式として認められる場合

- ① 部品の表面の文字や商標のモールドなど、強度に影響しない部分については随時変更できるものとします。
- ② その他の部品で、一部形状が異なっても他の型式検定合格品との互換性がある部品（ろ過材及び吸収缶のカートリッジを固定するための部品等）については、新規検定申請及び更新検定申請の際に検定申請書類にその旨の説明と図を添付することで同一型式として取り扱います。
- ③ 構造規格の構造に関わらない部品（伝声器、フィットチェッカー、笛、拡声器のコネクター、警報器、電圧低下アラーム、風量低下アラーム、内圧低下アラーム、各種インジケータ等）については、防じんマスクの規格、防毒マスクの規格及び電動ファン付き呼吸用保護具の規格に規定される性能と強度に影響しない場合は、新規検定申請の際のものを随時変更できるものとします。ただし、更新検定の際には変更した時期、変更の理由等を申請書添付書類に記載して下さい。

④ 産業安全技術協会では、原則として申請者の希望する構造のものを対象として試験を行いますので、その構造を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。

(B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）
その他の部品の構造は、一型式一種類とします。

(2) 材質

(A) 同一型式として認められる場合

その他の安全性能に関係しない部品の材質は、性能、強度に影響がない限り、新規検定申請の際のものを随時変更できるものとします。

産業安全技術協会では、原則として申請者の希望する材質のものを対象として試験を行いますので、その材質を提出するサンプルとし、機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質についても各最低1個はサンプルを提出してください。

更新検定の際には変更した時期、変更の理由等を申請書添付書類に記載して下さい。

12. 色について

(A) 同一型式として認められる場合

① 色は、原則、材質の着色料として添加する顔料等が材質の物性に影響を与えないものであれば、申請書添付書類に記載したものを随時追加することができるものとします。

② 弁座及び弁座覆の色は、申請書添付書類に記載しなくても随時変更できるものとします。

③ カートリッジ形式のろ過材及び吸収缶のカートリッジ部分の色については、地色をそのまま表示に使用している場合を除き新規検定申請の際のものを随時追加できるものとします。

(B) 同一型式として認められない場合（一型式一種類のもの）
ろ過材及び吸収缶の色は一型式一種類とします。

以上